

令和5年度 一般廃棄物（家庭系ごみ）収集運搬業者委託仕様書

受託者は、南風原町が委託して行う一般廃棄物（家庭系ごみ）の収集運搬業務をこの仕様書により行うものとする。

1 業務の目的

町民の日常生活に伴って生じた南風原町全域の一般廃棄物（家庭系ごみ）【可燃ごみ、不燃ごみ、有害危険ごみ、草木類。以下「ごみ」という。】を、南風原町一般廃棄物処理実施計画に基づき適正に収集、運搬し、地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 業務内容

町が定める委託収集計画に従い、受託者が直接自らごみ収集運搬業務に従事することとし、指定する収集区域内の土地又は建物の管理者及び占有者によって持ち出されたごみを指定した日時に収集し、指定された場所に運搬、搬入する。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ
- (3) 有害危険ごみ
- (4) 草木類

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

（契約更新については、南風原町一般廃棄物（家庭系ごみ）収集運搬業務委託業者選定基準要綱のとおりとする。）

4 収集区域

収集区域は、次に掲げる区域中、割り当てられた2つの区域の収集を行うものとする。

収集区域	収集場所（字名等）
A区域	大名、新川、北丘ハイツ、東新川
B区域	与那覇、宮城、宮平（国道329号線より北側）
C区域	宮平の一部、兼城（国道329号線より北側）
D区域	与那覇の一部、宮平、宮平ハイツ、兼城の一部（国道329号線より南側）
E区域	兼城の一部、兼本ハイツ、本部、第二団地、津嘉山の一部
F区域	照屋、喜屋武、神里、第一団地
G区域	津嘉山（県道128号線より北側）
H区域	津嘉山（県道128号線より南側）、山川

5 収集日

収集日は、次に掲げるごみの区分に応じ、収集を行うものとする。

ごみの区分	収集日
可燃ごみ	毎週 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日
不燃ごみ、有害危険ごみ	毎月 第2、4水曜日
草木類	毎月 第1、3、5水曜日

なお、土曜日、日曜日及び年始（1月1日から1月3日までの期間）は、収集は行わない。また、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ただし、元日と勤労感謝の日を除く）については収集を行う。

6 搬入

本業務で収集したごみは、収集日当日に以下のとおり搬入するものとする。

- (1) 搬入施設及び搬入時間は、次のとおりとする。ただし、施設の事情又は、ごみの量が多い等特別な事情がある場合は、町と協議のうえ変更することができる。

区分	搬入施設（処理施設）	所在地	搬入時間
・可燃ごみ ・不燃ごみ ・有害危険 ごみ	那覇・南風原クリーン センター	南風原町字新川650番地	8：30～17：00
・草木類	那覇・南風原クリーン センター内 （草木ヤード）	南風原町字新川650番地	8：30～17：00

- (2) ごみを搬入する際には、処理施設管理者の指示に従うこと。
(3) 処理施設内でのごみの計量及びピットでのごみの投入等については、係員の指示に従うこと。

7 収集運搬車両

- (1) 受託者は、本業務を遂行するに足りる塵芥収集車（最大積載量2,000kg以上の2トン車）を常時各1台以上保有することとし、令和5年3月27日までに配置する

こと。

- (2) 収集運搬車両は、南風原町の委託業務の専用車両とすること。
- (3) 収集運搬車両には、南風原町の委託車両である旨、業者名その他町が指示する事項を表示すること。
なお、委託期間終了後においては、当該車両を、南風原町の委託車両と認識しうるような状態で使用しないこと。
- (4) 収集運搬車両は、ごみが飛散又は流出し、悪臭が漏れないようにすること。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守し、使用する収集運搬車両の整備点検を適正に行い、常に収集業務に支障のないようにすること。
- (6) 車検及び故障により、代替車において収集運搬する場合は、町に事前に届出を行い、町の承認を受けること。
- (7) 収集運搬車両については、任意保険に加入すること。
- (8) 収集運搬車両保管場所は、運行前の点検、清掃等に支障のない広さを有するものとし、洗車設備は、洗車及び汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないこと。

8 収集作業

- (1) 収集は、収集日の午前8時00分から開始し、できるだけ迅速に行うものとする。
なお、町から収集時間の指示があった場合は、それに従うこと。
- (2) 収集作業は、安全かつ効率的に実施すること。
なお、ごみの取り残しがあった場合、その他町から指示があった場合は、速やかに対応すること。
- (3) 業務中は、町から連絡が常に取りれる体制を作っておくこと。
- (4) 収集運搬車両の運行は、道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令を遵守し、事故防止に努めること。
- (5) 収集作業中に事故が発生した場合は、直ちに町に報告すること。また誠意をもって対応し、受託者の責任において解決すること。
- (6) 収集作業中は作業地域や通行者等に迷惑をかけること。

9 人員

受託者は、本業務を適正に履行するために必要な数の職員を配置すること。

10 一般的な遵守事項

本業務の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関係法令の規定によるほか、次の事項を遵守すること。

- (1) 収集作業員は、町の委託業務であることを念頭において、常に清潔に保ち、住民に対して親切丁寧に対応すること。
- (2) 常にほうき、ちり取り等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず清掃するものとし、ごみ集積場所等、本業務処理場所を清潔に保持すること。

1 1 受託者の責務

- (1) 受託者は、言動が粗暴な者、品行不良な者、健康でない者、その他町が不相当と認めるものを従事させてはならない。
- (2) 受託者は、収集作業員等に対し関係法令、契約書及びその他業務に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の処理を他人に再委託し、又は請け負わせてはならない。

1 2 経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等は、すべて受託者の負担とする。

1 3 委託の解除

町は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

- (1) 受託者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められたとき。
- (3) 受託者が町の指示に従わなかったとき。

1 4 損害賠償

受託者は、本業務の処理に関して、本町又は第三者に損害を与えたときは、受託者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

1 5 委託料の支払

委託料は1ヶ月分として金800,000円（消費税込み）を支払うものとする。受託者は、月ごとに委託料の支払を町に請求するものとし、町は翌月末までに前月分を支払うものとする。

1 6 委託業務内容の変更

町は、必要があると認めるときは受託者と協議の上、収集区域その他、本業務の内容を変更することができる。

1 7 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義が生じた事項については、町と受託者が協議して定めるものとする。